

＜平成20年度 第3回大垣市都市景観審議会＞

大垣市景観計画（素案）に関する追加意見等

＜意見区分＞

【A】：計画(素案)の修正事項として答申するもの。

【B】：計画の推進にあたって、留意すべき意見として答申に付記するもの。

【C】：審議会における意見として資料及び会議録に記載し、答申には反映しないもの。

追加意見	意見区分	A	B	C
自然系景観資源について				
意見等	<p>この地域には、水場地帯として特に輪中地域特有の生活の知恵として育てて来た文化遺産、水害に対するもの①水屋群、②庄屋建築物、③神社仏閣等史跡遺産として継承しています。こうしたものを将来に向けて、景観はもちろん中味もしっかりと伝承して行きたい。</p> <p>旧大垣市は南部地帯海拔3m弱から北部赤坂地域海拔20m前後と大きな差があります。そうした中、各々に特有の文化遺産があります。現在も、明治初期から中期の建造物が残存しています。こうしたものは後世に伝承すべきではないでしょうか。</p> <p>また、大垣市には幾多の河川が入り組んで文化を育てております。旧水門跡、新水門、排水機場群等あり、現在の河川状況進行型景観資源に値するものではないかと考えます。是非文言として唄ってほしいと願っております。</p>			
回答	<p>水屋などの伝統的な生活様式を今に伝える建造物で、後世に伝承すべき景観を有するものについては、計画（素案）P29に記載されている大垣市景観遺産に指定することで、将来に伝承していきたいと考えています。</p> <p>大垣市景観遺産の指定にあたっては、ご指摘いただいたように、景観はもちろんですが、その由来・背景等も重要な要素ですので、実際に指定した物件については、それらを含めた物件の持つ価値を市民に知らしめ、将来へ伝えていくことが必要であると考えます。</p> <p>また、水門や排水機場等、大垣と水との関わりを示す建造物であり、地域の景観形成に欠かせないものについては大垣市景観遺産の対象であると考えております。</p> <p>このご意見については、事務局としては意見区分Bと考え、大垣市</p>			

	<p>景観遺産の指定に際しては、景観のみならずそのもの持つ由来や背景等についても伝承していくことを答申に付記したいと考えております。</p>
--	--